

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和7年3月 24 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	3件
-----------------	----

厚生年金保険関係	3件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2400044 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2400129 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 1 月 23 日

ねんきんネットを確認したところ、A 社から基本給以外に支払われた業績、チーム成果又は特許出願等に係る賞与の記録がないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、A 社から、基本給以外に、業績、チーム成果又は特許出願等により賞与として支払われた C 手当に係る標準賞与額の記録がないと主張しているところ、請求者から提出された「Payroll statement」（以下「明細書」という。）及び預金通帳の写しにより、請求者は請求期間に同社から基本給以外に C 手当を支給されたことが確認できる。

しかしながら、上記明細書における厚生年金保険料控除額は、請求者のオンライン記録により確認できる請求期間当時の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と同額であり、請求者の C 手当から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、日本年金機構は、請求者の C 手当について、支給事由や支給条件等から判断すると、労働の対償性があるとしているものの、賞与あるいは毎月の報酬のいずれに該当するかについては給与規定上の支給回数や計算期間等により判断することとなる旨回答しているところ、B 社の事業主は、当時の資料がなく、請求者の C 手当について詳細は不明である旨回答している。

さらに、請求者から提出された A 社の平成 16 年分給与所得の源泉徴収票における社会保険料等の金額は、オンライン記録により確認できる請求者の標準報酬月額及び標準賞与額に基づき算出された社会保険料（当該源泉徴収票から算出される雇用保険料を含む。）控除の金額とおおむね一致している。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 〓 関東信越（東京）（受）第 2400449 号
厚生局事案番号 〓 関東信越（東京）（厚）第 2400130 号

第 1 結論

- 1 請求期間①から⑪までについて、請求者の A 社（整理記号：B）（現在は、C 社）における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間⑫から⑳までについて、請求者の A 社（整理記号：D）における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 4 月 1 日
② 平成 17 年 8 月 25 日
③ 平成 17 年 12 月 22 日
④ 平成 18 年 2 月 24 日
⑤ 平成 18 年 3 月 25 日
⑥ 平成 18 年 7 月 25 日
⑦ 平成 18 年 8 月 25 日
⑧ 平成 18 年 11 月 24 日
⑨ 平成 19 年 1 月 25 日
⑩ 平成 19 年 2 月 23 日
⑪ 平成 19 年 4 月 25 日
⑫ 平成 20 年 4 月 25 日
⑬ 平成 21 年 4 月 25 日
⑭ 平成 22 年 4 月 25 日
⑮ 平成 22 年 7 月 25 日
⑯ 平成 22 年 9 月 25 日
⑰ 平成 23 年 9 月 25 日
⑱ 平成 24 年 3 月 25 日
⑲ 平成 24 年 4 月 25 日
⑳ 平成 24 年 12 月 25 日

㉑ 平成 25 年 1 月 25 日

㉒ 平成 25 年 5 月 25 日

㉓ 平成 25 年 7 月 25 日

ねんきんネットを確認したところ、A社から基本給以外に支払われた業績、チーム成果又は特許出願等に係る賞与の記録がないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者は、A社（整理記号：B）から、基本給以外に、業績、チーム成果又は特許出願等により賞与として支払われたE手当に係る標準賞与額の記録がないと主張している。

請求期間㉑から㉒まで及び㉓から㉔までについて、請求者から提出された「Payroll statement」（以下「明細書」という。）及び金融機関から提出された預金元帳（以下「預金元帳」という。）により、請求者は当該期間にA社（整理記号：B）からE手当を支給されたことが確認できる。

しかしながら、上記明細書における厚生年金保険料控除額は、請求者のオンライン記録により確認できる請求期間㉑から㉒まで及び㉓から㉔まで当時の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と同額であり、請求者のE手当から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、日本年金機構は、請求者のE手当について、支給事由や支給条件等から判断すると、労働の対償性があるとしているものの、賞与あるいは毎月の報酬のいずれに該当するかについては給与規定上の支給回数や計算期間等により判断することとなる旨回答しているところ、C社の事業主は、当時の資料がなく、請求者のE手当について詳細は不明である旨回答している。

- 2 請求期間㉑及び㉓について、請求者から提出された当該期間に係る明細書により、請求者は当該期間にE手当を支給されていないことが確認できる。

また、上記明細書における厚生年金保険料控除額は、請求者のオンライン記録により確認できる請求期間㉑及び㉓当時の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と同額であることが確認できる。

- 3 請求期間㉒、㉓及び㉔から㉕までについて、請求者から提出された平成 18 年分及び平成 19 年分の給与所得の源泉徴収票における社会保険料等の金額は、オンライン記録により確認できる請求者の標準報酬月額及び標準賞与額に基づき算出された各年の社会保険料（当該源泉徴収票から算出される雇用保険料を含む。）控除の金額とおおむね一致している。

- 4 このほか、請求者の請求期間㉑から㉕までに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間㉑から㉕までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控

除されていたことを認めることはできない。

- 5 請求者は、A社（整理記号：D）から、基本給以外に、業績、チーム成果又は特許出願等により賞与として支払われたF手当に係る標準賞与額の記録がないと主張している。

請求期間⑫、⑭、⑮、⑰、⑱、㉑及び㉒について、請求者から提出された明細書により、請求者は当該期間にA社（整理記号：D）からF手当を支給されたことが確認できる。

しかしながら、上記明細書における厚生年金保険料控除額は、請求者のオンライン記録により確認できる請求期間⑫、⑭、⑮、⑰、⑱、㉑及び㉒当時の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と同額であり、請求者のF手当から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、日本年金機構は、請求者のF手当について、支給事由や支給条件等から判断すると、労働の対償性があるとしているものの、賞与あるいは毎月の報酬のいずれに該当するかについては給与規定上の支給回数や計算期間等により判断することとなる旨回答しているところ、A社（整理記号：D）の元事業主は、同社はすでに解散していることから、当時の資料がなく、請求者のF手当について詳細は不明である旨回答している。

- 6 請求期間⑯及び㉓について、請求者から提出された明細書により、請求者は当該期間にF手当を支給されていないことが確認できる。

また、上記明細書における厚生年金保険料控除額は、請求者のオンライン記録により確認できる請求期間⑯及び㉓当時の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と同額であることが確認できる。

- 7 請求期間⑬について、請求者は明細書を保有しておらず、当該期間に係るF手当の支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、預金元帳において、請求期間⑬にA社（整理記号：D）からの振込は確認できない。

- 8 請求期間㉔について、請求者から提出された金融機関の取引記録により、A社（整理記号：D）から取引内容を「給与」とした振込金額が確認できるものの、請求者は当該期間に係る明細書を保有していないことから、当該振込金額のみでは支給の内訳を特定できず、当該期間に係るF手当の支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

- 9 請求期間⑫から㉓までについて、請求者から提出された平成20年分から平成25年分までの給与所得の源泉徴収票における社会保険料等の金額は、オンライン記録により確認できる請求者の標準報酬月額及び標準賞与額に基づき算出された各年の社会保険料（当該源泉徴収票から算出される雇用保険料を含む。）控除の金額とおおむね一致している。

- 10 このほか、請求者の請求期間⑫から㉓までに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑫から⑬までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2400450 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2400131 号

第 1 結論

請求期間①から⑥までについて、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 26 年 2 月 25 日
② 平成 26 年 3 月 25 日
③ 平成 26 年 4 月 25 日
④ 平成 26 年 6 月 25 日
⑤ 平成 26 年 7 月 25 日
⑥ 平成 27 年 2 月 25 日

ねんきんネットを確認したところ、A 社から基本給以外に支払われた業績、チーム成果又は特許出願等に係る請求期間①、②、③、⑤及び⑥の賞与の記録がなく、また、請求期間④については、記録されている標準賞与額が違うので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求者は、A 社から、基本給以外に、業績、チーム成果又は特許出願等により賞与として支払われた B 手当に係る標準賞与額の記録がないと主張しているところ、請求期間①、②及び③について、請求者から提出された賞与明細書及び給料明細書において請求者は当該期間に同社から B 手当を支給されたことが確認できる。

しかしながら、日本年金機構は、請求者の B 手当について、支給事由や支給条件等から判断すると、労働の対償性があるとしているものの、賞与あるいは毎月の報酬のいずれに該当するかについては給与規定上の支給回数や計算期間等により判断することとなる旨回答しているところ、A 社の事業主は、当時の資料は保存期限経過により廃棄済みであり、請求者の B 手当について詳細は不明である旨回答している。

また、請求期間①について、請求者から提出された平成 26 年 2 月支給分賞与明細書及び同年 3 月分給料明細書により、請求者は当該期間に A 社から B 手当 28 万 2,960 円が支給され、

事業主により当該B手当から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものの、同年2月支給分賞与明細書により確認できる差引支給額16万7,286円と同額が、同年3月分給料明細書において調整額として控除されていること、及び当該給料明細書により確認できるB手当28万2,960円と調整額16万7,286円の差額が、当該賞与明細書における厚生年金保険料を含む社会保険料及び所得税の合計額と同額の11万5,674円となることから、当該賞与明細書において控除された厚生年金保険料は、請求者に返還されたものと推認できる。

さらに、A社の事業主は、上記調整額に係る事務処理について、当時の資料は保存期限経過により廃棄済みであるため詳細は不明である旨回答しているところ、日本年金機構は、平成26年2月支給分賞与明細書及び同年3月分給料明細書から判断すると、請求期間①に係るB手当の支給及び厚生年金保険料の控除は取り消されたと考えられる旨回答している。

また、請求期間②及び③について、請求者から提出された平成26年3月分及び同年4月分給料明細書により、請求者は、A社から、請求期間②は、上述のとおり28万2,960円、請求期間③は28万2,120円のB手当が支給されたことが確認できるものの、上記給料明細書における厚生年金保険料控除額は、請求者のオンライン記録により確認できる請求期間②及び③当時の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と同額であり、請求者のB手当から厚生年金保険料が控除されたことを確認することができない。

- 2 請求期間⑤について、請求者から提出された平成26年7月分給料明細書により確認できる「給与調整」4万3,158円について、請求者は、賞与として支給された可能性がある旨主張している。

しかしながら、A社の事業主は、請求者の「給与調整」について、当時の資料は保存期限経過により廃棄済みのため詳細は不明である旨回答している。

また、上記給料明細書における厚生年金保険料控除額は、請求者のオンライン記録により確認できる請求期間⑤当時の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と同額であり、「給与調整」から厚生年金保険料が控除されたことを確認することができない。

さらに、請求者は、「給与調整」の内容について確認できる資料は保有していないと陳述していることから、請求期間⑤に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 3 請求期間⑥について、金融機関から提出された取引明細書により、請求者は当該期間にA社から「給与」の名目で103万7,926円を振り込まれていることが確認できるところ、請求者は、当該振込金額には、給与及び賞与が合算されている旨主張している。

しかしながら、A社の事業主は、請求者の請求期間⑥の賞与について、当時の資料は保存期限経過により廃棄済みのため詳細は不明である旨回答している上、請求者は当該期間の給与及び賞与に係る明細書等の資料を保有していないことから、上記振込金額のみでは、当該期間に係る支給の内訳を特定できず、当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 4 このほか、請求者の請求期間①、②、③、⑤及び⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②、③、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

- 5 請求期間④について、オンライン記録によると、請求者の標準賞与額は107万8,000円と記録されているところ、A社の事業主は、当時の資料は保存期限経過により廃棄済みであるため、当該標準賞与額について詳細は不明である旨回答している。

また、請求者は請求期間④に係る賞与明細書等の資料を保有しておらず、当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、日本年金機構から提出された請求者の請求期間④に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により確認できる賞与額107万8,940円は、請求者のオンライン記録により確認できる当該期間の標準賞与額と符合している。

- 6 このほか、請求者の請求期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間④において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。